

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)
地域名 (地域内農業集落名)	羽田・乙連沢・小滝 (羽田北部、羽田東部、羽田南部、羽田中部、羽田西部、乙連沢北部、乙連沢南部、小滝桜井、小滝小林、小滝西部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区全体として比較的若い担い手が多いが、後継者不足の問題がある。また、深刻ではないが、鳥獣被害が一部発生している。

羽田地区は圃場整備が進んでいる中、地区東側はこれから実施したいという声があるが話が進まない。

乙連沢地区は圃場整備実施済みの農地が多く、酒米農家があり、規模拡大を進めているが、将来的に継続して生産ができるか不安がある。また、太陽光パネルの設置により、車両が入りづらいなどの支障が生じている。

小滝地区を含む相の川土地改良地区は、用水路の老朽化が深刻であり、修繕費負担が増える可能性がある。また、区画が小さいため畦畔除去による大区画化も検討している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。

また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。

【耕種】水稻・麦・大豆・飼料作物・ネギ・トマト・ウド・梨・トウガラシ

【畜産・酪農】和牛肥育・酪農

【その他】酒米

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	966 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	966 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者や「半農半X」希望者、他地区の担い手などの情報を幅広く収集し、関係機関(市、農業委員会、県、JA等)と情報共有しながら支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--